広島県工賃向上に向けた取組 (第5期)

(令和6年度~令和8年度)

令和6年9月 広島県健康福祉局障害者支援課

目 次

第	1	1 取組策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
•	1		1
	2		1
第			1
第			2
- -	1	1 就労継続支援A型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2		2
第			3
- -	1		3
	2	1 県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3		3
	4		3
第	5		4
	1		4
		1 工賃実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		(2) 平均工賃月額の事業所分布の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(3) 最低賃金との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2	2 第4期取組における主な取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		(1) 販路拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		(2) 体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(3) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3	3 第4期取組での課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第	6	6 「広島県工賃向上に向けた取組(第5期)」の目標工賃と取組・・・・・・・	1(
	1	1 目標工賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		(1) 目標工賃の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		(2) 目標工賃の設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		(3) 目標工賃の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2	- 11137-17 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	11
		(1) 販路の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		(2) 収益の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	_	(3) 認知度の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
		3 利用者の満足度の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第			14
第		3 事業所の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第			18
第			20
	1		20
	2 3		35
	<u>ح</u>	3 就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組に関する調査結果・・・・・・	42
(밁	別添参考資料)	
-	נימ (
	0		領
	\circ		177
	_	(令和6年3月 29 日障発 0329 第 42 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通	知)

1 取組策定の趣旨

本県では、平成 18 年 10 月に全面施行された障害者自立支援法や「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」(平成 24 年 4 月 11 日付け障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「基本的な指針」という。)に基づき、次表のとおり計画を策定し、障害のある方の就労支援に取り組んできました。

令和3年度からの「広島県工賃向上に向けた取組(第4期)」での取組の結果、就労継続支援B型事業所等(以下「事業所」という。)の平均工賃月額については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、令和3年度から増加に転じ、令和4年度も 18,005円 (対前年比593円増)と増加傾向で推移しています。

しかしながら、障害のある方がそれぞれの適性や能力に応じて就労し、経済的にも自立した生活を送るためには、障害基礎年金等の収入を合わせても十分な水準とは言えない状況となっています。

本県では、令和5年度末を期限とした「広島県工賃向上に向けた取組(第4期)」での取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、新たに「広島県工賃向上に向けた取組(第5期)」(以下「本取組」という。)を策定し、県、市町、事業所、企業等の関係団体が一体となって、障害のある方の経済的な自立の実現に向けて、更なる工賃向上を目指すこととします。

策定年度	計 画 名
平成 20 年度	広島県工賃ステップアップ計画(H20年度~H23年度)
平成 24 年度	「広島県工賃向上に向けた取組」(H24年度~H26年度)
平成 27 年度	「広島県工賃向上に向けた取組(第2期)」(H27年度~H29年度)
平成 30 年度	「広島県工賃向上に向けた取組(第3期)」(H30年度~R2年度)
令和3年度	「広島県工賃向上に向けた取組(第4期)」(R3年度~R5年度)
令和6年度	「広島県工賃向上に向けた取組(第5期)」(R6年度~R8年度)

2 取組の位置付け

本取組は、第5次広島県障害者プラン(令和6年度~令和11年度)の分野別施策Ⅱの「自立と社会参加の促進」に位置付けている「工賃向上のための取組」に掲げる目標工賃を達成するために取り組むべき具体的な方策を策定するものです。

また、策定に当たっては、「基本的な指針(令和6年3月29日障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の趣旨を踏まえた内容とします。

第2 取組の対象期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第3 対象事業所

この取組の対象は、原則、県内で指定を受けている全ての就労継続支援B型事業所とします。対象事業所においては特別な事情がない限り、工賃向上計画の作成が必要となります。

ただし、この取組に基づき県の実施する支援施策については、次の事業所のうち、工賃向上計画 を作成し、積極的な取組を行っており、工賃向上に意欲的に取り組む事業所も対象とします。

- ·就労継続支援A型事業所
- ・生産活動を行っている生活介護事業所
- ・地域活動支援センター

1 就労継続支援A型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者

(3) 最低賃金・最低工賃

雇用契約を締結している利用者については、労働局が定める最低賃金

- ※ただし、最低賃金適応除外の特例措置あり。
- ※雇用契約を締結していない利用者に支払われる平均工賃は 3,000 円を下回ってはならない。

2 就労継続支援B型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方のうち通常の事業所に雇用されていた障害のある方であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

(3) 最低工賃

利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。また、就労継続支援B型の指定基準に「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めるよう努めなければならない。」と規定されている。

(4) 基本報酬

令和3年度より、平均工賃月額による評価と多様な就労支援ニーズに対応した評価の2類型 に分類されている。

第4 官民一体の取組におけるそれぞれの役割

1 県の役割

県は、本取組に基づき、具体的な施策、事業、取組を展開していくとともに、「事業所工賃向上 計画」の作成や推進を積極的に支援することとします。

また、「事業所工賃向上計画」の取組状況を把握し、目標達成に向けて必要な指導や助言を行います。

さらに、工賃向上には、官民一体となった取組が必要であることから、市町や企業、事業者団体、地域の関係機関などの協力が得られるよう、連携を十分に行うこととします。

2 市町の役割

地域で障害のある方を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町においては、 障害者自立支援協議会等を活用し、地域の企業や商工会議所、商工会、商店街、農業団体等と連 携して、障害のある方の就労機会の創出や販路拡大、共同受注窓口と連携し受注の促進を図るな ど、事業所の工賃向上のための取組を積極的に支援する必要があります。

3 事業所の役割

障害のある方が地域において自立した生活を実現できるようにするため、すべての事業所が工 賃向上のために主体的に取り組むことが重要であり、そのためには、事業所責任者の強力なリー ダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念、運営方針を示 し、共有していく必要があります。

また、各事業所においては、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて、全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、こうした個別支援計画を踏まえて「事業所工賃向上計画」を作成するとともに、必要に応じて県や関係機関等の支援策の活用や、地域の企業等の関係機関の協力を得ながら、利用者の工賃向上に向けた取組を積極的に推進していくことが必要です。

4 企業等の役割

基本的な指針において、産業界等の協力を得ながら官民一体となった取組を推進することとされています。

企業等においては、県、市町及び事業所の工賃向上の取組に積極的に協力することにより、障害のある方の地域での自立と社会参加を支援する役割が期待されています。

第5 「広島県工賃向上に向けた取組(第4期)」の取組状況

「広島県工賃向上に向けた取組(第4期)」(以下「第4期取組」という。)は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業所の生産活動に大きく影響を受ける中で、令和3年度から令和5年度までを対象期間として、工賃向上に向けて「販路拡大」、「体制整備」、「普及啓発」の具体的な方策を定め、次のとおり取組を実施しました。

1 工賃実績

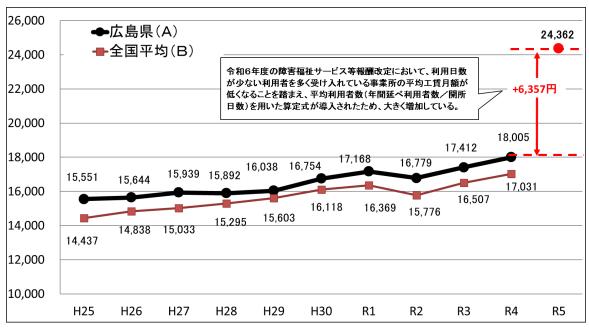
(1) 平均工賃の推移

第4期取組における平均工賃実績は月額・時間額ともに目標を上回って推移しており、全国 平均を上回っています。

なお、令和5年度から算定方法が変更となっており、実績が大幅に増加しています。 (平均工賃の推移)

		第3期		第4期		(参考)従前算定方式
	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※	令和5年度
	目標工賃(A)	17,500円	17,100円	17,600円	18,100円	18,100円
	実績(B)	16,779円	17,412円	18,005円	24,362 円	18,029円
月	В-А	▲721 円	312 円	405 円	6,262円	▲71円
額	対前年度比	▲389 円 (97.7%)	633 円 (103.8%)	593 円 (103.4%)	6,357円 (135.3%)	24 円 (100.1%)
	(参考)全国平均	15,776円	16,507円	17,031円	_	_
	目標工賃(C)	240 円	260 円	270 円		280 円
時	実績(D)	245 円	253 円	271 円	-	286 円
間	D-C	5円	▲ 7円	1円	-	6円
額	対前年度比	3円 (101.2%)	8円 (103.3%)	18円 (107.1%)	_	15 円 (105 . 5%)
	(参考)全国平均	222 円	233 円	243 円	_	_

※基本的な指針に基づき国に報告した工賃実績(新算定方式)による。



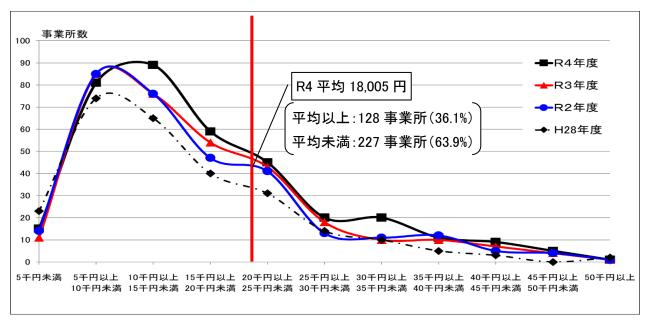
(2) 平均工賃月額の事業所分布の推移

令和4年度の平均工賃月額の分布は、5千円以上15千円未満の事業所が47.9%で、令和2年度と比較すると4.2%減少しています。一方、20千円以上の事業所が3.1%増加しており、工賃水準の高い事業所が増加しています。また、令和4年度の平均工賃月額以上の事業所は128事業所で、全体の36.1%となっています。

(平均工賃月額の分布の推移)

	平成 28 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4-H28	R4-R2
5 千円未満	23(8.6%)	14(4.5%)	11(3.4%)	15(4.2%)	△4.4%	△0.3%
5千円以上10千円未満	74(27.7%)	85(27.5%)	85(26.6%)	81(22.8%)	△4.9%	△4.7%
10千円以上15千円未満	65(24.2%)	76(24.6%)	76(23.8%)	89(25.1%)	+0.9%	+0.5%
15千円以上20千円未満	40(15.2%)	47(15.2%)	54(16.9%)	59(16.6%)	+1.4%	+1.4%
20 千円以上	65(24.3%)	87(28.2%)	93(29.2%)	111(31.3%)	+7.0%	+3.1%
計	267	309	319	355	_	_

[※]基本的な指針に基づき国に報告した工賃実績による。令和5年度実績は算定式が変更されたため、比較対象から除く。



(令和5年度平均工賃月額の分布)※新算定式による

平均工賃月額報酬体系	事業所数	平均工賃月額以 上の事業所数	備考
1万円未満	41(10.5%)	(平均未満)	○平均工賃月額以上の事業所は全
1万円以上1.5万円未満	60(15.4%)	240(61.7%)	体の 38.3%で、そのうち 24.2%が 3 万円以上となっています。
1.5万円以上2万円未満	85(21.9%)	平均工賃月額	○平均工賃月額を下回る事業所は
2万円以上2.5万円未満	58(14.9%)	24, 362 円	全体の 61.7%で、15 千円未満が 25.9%、15 千円以上 2 万円未満が
2.5 万円以上3万円未満	51(13.1%)	(平均以上)	21.9%、2万円以上が13.9%となって
3万円以上3.5万円未満	30(7.7%)	149(38.3%)	います。 ○定員 20 人以下(従業員配置 6:1)
3.5万円以上4.5万円未満	39(10.0%)		の基本報酬で比較した場合、1万円
4.5 万円以上	25(6.5%)		未満が 590 単位/日に対し、4.5 万円 は 837 単位/日で、 247 単位/日の差 があります。
計	389		

(3) 最低賃金との比較

直近5年間の最低賃金の年間平均伸び率が約3%に対し、平均工賃月額の年間平均伸び率は 2.45%となっています。

(広島県の最低賃金の推移)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年平均 年間伸び率
最低賃金	844	871	871	899	930	970	2.98%
対前年伸び率	3.08%	3.20%	0.00%	3.21%	3.45%	4.30%	4.30%

(平均工賃月額の推移)

() Parent delay							
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年平均 年間伸び率
平均工賃月額	16,038	16,754	17, 168	16,779	17,412	18,005	2.45%
対前年伸び率	0.92%	4.46%	2.47%	▲ 2.27%	3.77%	3.41%	45%

2 第4期取組における主な取組状況

(1) 販路拡大

- ① 共同受注窓口との連携による受注拡大
 - 共同受注窓口を設置し、事業所の受注可能な製品・サービス等に関する情報を収集し、ホームページや SNS で発信しました。
 - 共同受注窓口による企業等の商談会への参加や営業活動などにより、定期的なイベント 出展先の確保や定期委託販売、注文販売など、受注拡大に取り組みました。

② 障害者優先調達推進法に基づく優先的発注の推進

○ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、 広島県優先調達方針を策定し、県庁内及び市町に周知し、優先調達を推進しました。 (優先調達の目標額・実績額)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標額	45,000 千円	45,500 千円	46,000 千円
実績額	36,359 千円	37,342 千円	33,346 千円 (建報)

③ 県や県内企業等との連携等による販売機会や就労の場の確保

- 県主催イベントを積極的に活用し、販売機会を確保しました。(ひろしまフードフェスティバル、カープ球団県市合同応援デー、ヒューマンフェスタ、インクルーシブ・スポーツフェスタ広島、G7広島サミット県民会議限定ショップなど)
- 毎月、県庁本館1階ロビーで「ふれ愛プラザ」の定期販売会を実施しました。 (県庁舎での定期販売実績)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県庁舎販売	1,453 千円	2,070 千円	1,971 千円

○ あいサポート運動企業・団体等と連携した定期販売会を実施しました。 (広島銀行、広島ガス、広島県社会福祉協議会など)

(2) 体制整備

① 事業所の経営力等の向上

○ 事業所の製品開発や販売力の向上支援のため、専門家アドバイザーを派遣するとともに、 工賃向上の基礎知識を習得するための研修や個別面談、成果報告会などを実施しました。 (参加事業所数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アドバイザー派遣	6事業所	7事業所	4事業所
基礎研修	19 事業所	16 事業所	22 事業所
個別面談	_	4事業所	3事業所
成果報告会 18 事業所		22 事業所	32 事業所

○ 県内事業所へ関係機関が実施する工賃向上に関する各種研修会の開催を周知し、参加を 促しました。

② 共同受注窓口・ふれ愛プラザの運営強化

○ 共同受注窓口に統括ディレクター及び営業等アシスタント2名を配置し、営業活動や企業との連携による販売企画及び受発注機能の強化を図りました。

(共同受注窓口の実績額)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総売上額	11,697 千円	12,869 千円	21,694 千円

○ ふれ愛プラザは各種イベントや販売会への積極的な出展、クリスマス等のイベントに合わせたお菓子や雑貨商品の販売強化、オンラインショップの運営など、新たな顧客の確保、 販路拡大に取り組みました。また、事業所利用者の就労体験実習を受入れ、県民との触れ合う機会を確保するなど、相互理解の促進にも取り組みました。

(ふれ愛プラザ売上実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総売上額	27,777 千円	32,186 千円	35,419 千円

③ 事業所相互や地域との連携による事業所製品の認知度及び品質・商品力の向上

○ 市町、事業所が連携・協力し、市町庁舎等での対面販売会や、地域の事業所と企画した セット商品を紹介・販売するオンライン販売等のキャンペーンを実施し、事業所製品の認 知度向上に取り組みました。また、オンライン販売に向けた事前研修等を実施し、事業所 製品の品質や販売力の向上を支援しました。

(オンライン販売実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加事業所	71 事業所	延 155 事業所	延 133 事業所
商品セット数	45 セット	139 セット	60 セット
販売実績	1,249 千円	1,870 千円	3,359 千円

※令和4年度は夏・冬の2回、令和5年度は市町庁舎販売とオンライン販売の合計

④ 農福連携による障害者の就労促進

○ 農業生産に取り組む事業所へ農業専門家を派遣し、農業技術の指導・助言等を行うとと もに、農業生産者との農作業の請負(施設外就労)のマッチングを支援しました。また、 市町と連携し、農業生産者や事業所のニーズ調査を実施し、地域でのニーズを踏まえたマ ッチング支援にも取り組んでいます。

(農福連携事業実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣事業所	14 事業所	14 事業所	16 事業所
派遣回数	延 74 回	延 80 回	延 76 回
マッチング支援	農業生産者:10 事業所:延べ20	農業生産者:10 事業所:延べ 18	農業生産者:18 事業所:延べ 18

- 農業団体と連携した農福連携の推進体制についてアンケート調査を実施し、地域でのニーズを市町、県と情報共有し、マッチングにつなげる連携体制の検討を進めました。
- 農福連携推進セミナーを開催し、事業所、農業生産者、市町等に先進事例や県内の取組 の情報を提供するとともに、専用ホームページや事例集を作成し、農福連携に関する情報 を発信しました。

(3) 普及啓発

- ① 県民への働きかけの強化
 - 県のホームページやSNSを効果的に活用するとともに、共同受注窓口と連携し、プレスリリース等、積極的なメディアリレーションを行い、県民への情報発信に取り組みました。
 - ふれ愛プラザにおいては、ホームページやSNS等を活用し、事業所製品やイベント等 の情報発信を定期的に行いました。

② 企業等への働きかけの強化

- あいサポート運動と連携し、事業所の受注可能な業務やキャンペーン情報をあいサポート企業・団体等に定期的に情報提供しました。
- イベント企画等で企業との関係性を構築し、継続的なイベント実施や、新たな販売機会 の確保に取り組みました。

③ 事業所への働きかけの強化

- 工賃実績報告書等を活用し、個別の事業所への事業活用や研修参加を促しました。
- 共同受注窓口と連携し、県イベントへの参加呼びかけや、市町等を通じて情報提供を行いました。

④ 市町との連携

○ 県と市町が連携して事業所製品の認知度向上や販売拡大につなげるためのキャンペーンを実施しました。

3 第4期取組での課題

第4期取組の結果、目標工賃は達成しているものの、障害のある方が自立した生活を送るためには、十分な工賃水準に達していないことから、次の課題を踏まえ、第5期取組を策定する必要があります。

- 毎年度、広島県優先調達方針を作成していますが、制度が十分理解されていないため、制度 の趣旨や手続きを明確にし、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を一層促進する必要 があります。
- 事業所は、独自の受託元や販売先の確保に努めていますが、単独の事業所での受注や販路拡大には限界があり、事業所製品の販売拡大を図るためには、事業所相互の連携や、「ふれ愛プラザ」や事業所製品の認知度を高める必要があります。
- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、 官公庁等への営業活動に取り組み、販売力の向上を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発やサービス提供等を事業所に提案、調整するなど、事業所との連携や支援機能の強化が求められています。
- 「ふれ愛プラザ」の売上増と自立的運営に向けて、設置主体である県就労振興センターの取 組を引き続き、充実強化していく必要があります。
- 農産物を生産する事業所では、農産物の安定的な生産や販路の確保・拡大につながっていない事業所もあります。また、農業生産者と事業所とのマッチングによる施設外就労(請負)は行われていますが、期間限定のスポット的な作業となっているなど、農福連携の定着・拡大が十分ではないことから、農福連携を推進するためには更なる専門人材を確保していく必要があります。

第6 「広島県工賃向上に向けた取組(第5期)」の目標工賃と取組

1 目標工賃

本取組での目標工賃は、基本的な指針に基づき、月額により算出する方法とします。

なお、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、利用日数が少ない利用者を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されたことから、本取組の目標工賃の設定については、新算定式を用いたもので設定することとします。

(1) 目標工賃の設定

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月額	25,000円	25,700 円	26,400 円

(参考) 令和5年度工賃実績

区分	月額工賃	算出方法
旧算定式①	18,029円	年間工賃支払総額÷工賃支払対象者の総数
新算定式②	24,362 円	年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数÷年間開所日数)÷ 12 月
差引 (②-①)	6,333 円	

[※]旧算定式の工賃支払対象者は、利用日数に関わらず1名としてカウントされていたことから、利用日数が少ない利用者を 多く受入れる場合、月額工賃が低く算定されていたため、平均利用者数(年間延べ利用者数÷年間開所日数)を用いた 算定式に改められました。

(2) 目標工賃の設定の考え方

目標工賃の設定については、県の生活水準や最低賃金、障害のある方の経済状況、地域産業状況などを踏まえ適正な水準を設定することされています。

最低賃金は、直近の5年間では令和2年度を除き、毎年3%以上引き上げられており、政府 も 2030 年半ばまでに全国平均を時給1,500円に引き上げる目標を掲げており、今後も上昇す ると予測されます。

こうした中、直近5年間での平均工賃月額は、年平均で約2.5%の上昇に留まっており、最低賃金の伸びと比較すると0.5%程度低くなっています。この状況が続くと更に格差が拡大することから、直近5年間の最低賃金の年平均伸び率と同水準での増加を目指し、令和5年度の平均工賃月額実績24,362円(新算定式で算出した額)から、毎年度3%程度増加した額(年700円増)を目標工賃として設定することとします。

(広島県の最低賃金の推移) [再掲]

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年平均 年間伸び率
最低賃金	844	871	871	899	930	970	2.98%
対前年伸び率	3.08%	3.20%	0.00%	3.21%	3.45%	4.30%	4.90%

(平均工賃月額の推移) [再掲]

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年平均 年間伸び率
平均工賃月額	16,038	16,754	17, 168	16,779	17,412	18,005	2 450/
対前年伸び率	0.92%	4.46%	2.47%	▲ 2.27%	3.77%	3.41%	2.45%

(参考) 障害のある方の単身生活での生活実態 (グループホーム利用の例)

グループホーム入居者の平均生活費は約 105,000 円、障害基礎年金の平均収入が約 73,000 円という国の実態調査結果によると、その差額が約 32,000 円を工賃収入等で補う必要があります。

①生活費 105,000 円 (家賃31千円、食料費20千円、光熱水費10千円、日用品10千円、小遣い等34千円)

②障害基礎年金 73,000円

差 額(①-②) 32,000円

平均工賃月額 18,005 円 (令和4年度実績) ※十分な水準とは言えない状況

(出典) グループホームを利用する障害のある人の生活実態に関する調査研究(平成30年度厚生労働省研究事業)

(3) 目標工賃の進捗管理

各年度において、各事業所の目標工賃の達成状況を把握し、その結果を県のホームページに 掲載します。

2 目標達成のために取り組む具体的方策

目標工賃を達成するため、県関係機関、市町、事業所、企業等と連携を図りながら、次のとおり具体的に取り組みます。

(1) 販路の拡大

- ① 障害者優先調達推進法に基づく優先的発注の推進
 - 毎年度、優先調達方針を策定し、県庁内及び市町等における優先調達制度の周知徹底や 執行体制を確立し、優先調達実績額を増額します。
 - 市町及び地方独立行政法人に対して、目標達成に向けた好事例の紹介や必要な助言を行い、制度の活用を促進します。
 - 事業所が提供可能な製品やサービスの情報を収集し、県ホームページ等で情報発信を行 うとともに、企業等に対しても理解を求め、発注拡大に取り組みます。

【広島県の優先調達目標額】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標額	39,500 千円	40,600千円	41,700千円

② 県や県内企業等との連携等による販売機会や就労の場の確保

- 県各部署や県関係機関等に対し、販売会の実施や各種イベントへの事業所の出展等について積極的に働きかけます。
- 県庁舎等を活用した定期販売会を継続的に実施するとともに、他の県庁舎や市町庁舎等 での販売機会の提供についても働きかけます。
- 県包括連携協定締結企業やあいサポート企業・団体、社会課題の解決(SDGs)や社会貢献活動(CSR)に取り組む企業等に対し、事業所製品の活用や共同での商品開発等についての提案や協力を依頼します。

③ 共同受注窓口・ふれ愛プラザの活用による受注の拡大

- 共同受注窓口に営業コーディネーター等を配置し、営業活動や企業等と連携した製品開発や販売会を企画するなど、受注の拡大に取り組みます。
- 単独での販売が難しい小規模事業所での製品なども複数事業所が相互に連携して販売 につなげるための仕組みを検討します。
- 官公庁、企業等からの受注のマネジメント能力の向上のための助言等の支援を行います。
- アンテナショップ「ふれ愛プラザ」において、県内事業所製品の販売や、消費者ニーズ に対応した商品ラインナップの企画開発、イベント出展、オンライン販売など、事業所製 品の販売拠点としての機能を充実します。

(2) 収益の向上

① 事業所製品の企画開発・販売力の向上

- 事業所に対し、商品企画、営業戦略、マーケティング、広報戦略等の専門家を派遣し、 企画開発や販売力の向上を図ります。
- 工賃向上スキルアップ研修や個別面談等を実施し、事業所の管理者や職員の工賃向上に 対する意識向上を図ります。
- 県内事業所での取組成果や他県事例を情報共有するための事例報告会を開催します。

② 農福連携による障害者の就労促進

- 農業専門家の事業所への派遣による農業技術指導・助言や、農業体験会などを通じ、農業分野への参入や、農産物の6次産業化(生産・加工・販売)に取り組む事業所を支援します。
- 農業分野における担い手不足と障害のある方の就労機会を創出するため、市町や農業団体と連携し農業生産者や事業所のニーズの掘り起こしを行い、農作業の施設外就労のマッチングを支援します。
- 農業分野における先進事例や県内の取組などの情報を共有するため、農業生産者、事業 所、市町等の関係機関へのセミナー等を実施します。
- 農福連携の取組を支援するための専門人材を確保するため、研修の企画運営の実施体制 を検討します。

③ 工賃向上に向けた ICT 機器等の導入支援

○ 利用者の生産能力の向上や従事可能な業務の拡充などを図り、利用者が働きやすい職場環境の整備を推進するため、利用者の障害特性に配慮したICT機器等の導入を支援します。

(3) 認知度の向上

- ① 事業所相互や地域との連携による事業所製品の認知度及び品質・商品力の向上
 - 市町、地域の事業所の連携により、事業所製品の認知度向上につながるキャンペーンを 実施します。
 - キャンペーン企画を通じて、事業所製品の品質や商品力の向上を支援します。
 - 事業所の活動拠点である地域と連携した商品企画や販売会等の実施により、事業所と地

域の企業や団体等との関係づくりを市町とともに促進します。

② 共同受注窓口・ふれ愛プラザとの連携

○ ふれ愛プラザで販売している事業所製品について、ホームページやSNS、各種キャンペーン、イベント出展などを活用し、事業所製品のPRを積極的に行います。

③ 県の広報媒体の活用と他部局との連携

- 県の関係部署と連携し、県のホームページ、SNS、各種広報企画、県主催イベントなどで事業所製品を積極的に紹介し、事業所製品の認知度向上に取り組みます。
- 事業所製品やふれ愛プラザの認知度を調査・分析し、事業所製品のブランド力の向上や 販路拡大につなげます。

3 利用者の満足度の把握

事業所においては、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を実現するため、工賃水準の向上に向けて様々な取組を行っていますが、こうした取組が利用者の希望をかなえるものとなっているか把握し、個々の利用者の意識向上や、個別支援につなげ、満足度の向上を図っていくことも重要となります。

このため、事業所工賃向上計画において、計画策定時及び毎年度の実績報告時に次の項目について利用者アンケートを実施し、利用者の満足度を把握することとします。

<利用者の就労(生産)活動への満足度調査項目(利用者アンケート)>

- ① 就労(生産)活動を続けることができることが増えた
- ② 利用者同士の交流など、仲間との関りが楽しい
- ③ 困ったときに支援を受けることができ、安心して就労(生産)活動ができている
- ④ 希望に合わせた就労(生産)活動ができるように対応してもらえる
- ⑤ 就労(生産)活動での個別支援計画の目標達成に向けて取り組むことができている
- ⑥ 就労(生産)活動を通じて工賃を貰えることで、やりがいを感じている

第7 市町の取組

市町は、事業所を利用する障害のある方の地域生活を支える視点に立ち、次のような取組を強化し、事業所の工賃向上に向けた取組を積極的に支援することが求められます。

このため、市町においても、障害者自立支援協議会等を活用して、地域の企業や商工会議所、商工会、商店街、農業団体等と連携し、地域の支え手として、障害のある方の就労機会を創出するなど、事業所の工賃向上への取組を積極的に支援する必要があります。

1 発注の拡大

- (1) 障害者優先調達推進法に基づく優先調達方針の策定、調達目標額(実績額)の増額
- (2) 発注拡大を図るための調達担当課等との庁内連携体制の整備
- (3) 庁舎等を活用した事業所による常設・定期販売スペースの提供
- (4) 障害のある方の就労の機会や業務、事務の創出
- (5) 単独発注が難しい業務における共同受注体制の強化
- (6) 事業所と農業生産者とのマッチングによる農福連携の推進

2 企業等への発注促進

- (1) 広報誌やホームページ等を活用した企業への事業所製品の発注等の周知
- (2) 企業等による事業所製品の発注等への協力依頼 (特に障害のある方の法定雇用率を満たしていない企業等への集中的な対応)
- (3) 企業等と事業所が連携する仕組みや体制作り

3 住民への理解促進

- (1) 広報誌やホームページ、庁舎等を活用した住民への事業所製品等の情報発信
- (2) 住民向け記念品、啓発用品、ふるさと納税返礼品等への事業所製品の積極的な活用
- (3) 市町や関係団体が主催するイベントや、公共施設等への出店の呼びかけ

4 市町の取組内容

各市町が取り組むこととしている具体的な内容は、第 10 の 1 「市町の取組内容」に掲載しています。

第8 事業所の取組

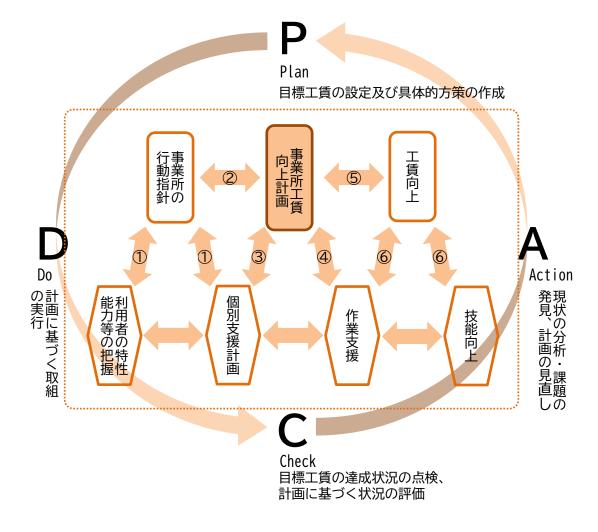
事業所の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところですが、障害のある方が地域において自立した生活を実現できるようにするためには、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められます。

このため、事業所においては、現状を分析した上で、令和6年度から令和8年度までの3か年を期間とした「事業所工賃向上計画」を作成し、達成すべき目標工賃や、目標を達成するための具体的な方策を定め、事業所全職員、利用者及び家族と共有し、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を実現するため、工賃水準の向上に向けて、着実に取り組んでいく必要があります。

1 PDCAサイクルの確立

実効性の高い計画として機能するよう、PDCAサイクルを意識し、取組の成果や環境の変化等に応じて、適宜内容を見直す必要があります。特に、C (Check…評価・分析)について、現状の成果を把握し、週や月毎に比較することが必要であり、A (Action…見直し)について、C (Check…評価・分析)で明らかになった課題から「どうすれば利用者一人一人の工賃が向上するか」について、個別支援計画と連動させて具体的に検討する必要があります。

また、事業所での取組が利用者の希望をかなえるものとなっているかを把握し、個々の利用者の意識向上や、個別支援につなげ、満足度の向上を図っていくことも重要となります。



番号	実現のための方法論(参考例)
1)	利用者の特性や能力及び個別支援計画をベースにした事業所の行動指針、経営理念の合 意形成やトップの決断力、ブレない意思表明が必要である。
2	事業所の行動指針を定め、所内で意思共有を行うことにより、単に売上高、工賃額だけがクローズアップされるような工賃向上計画ではなく、工賃向上に向けた課題や取組の方向性等を定めるというプロセスを踏んだ工賃向上計画を策定する。
3	個々の利用者のニーズ、能力、やる気を尊重し、個別支援計画と連動した工賃向上計画 により、職員だけや出来る利用者だけが作業に従事するという事態の発生を防止する。
4	自らの事業所が選択・実施できる作業種目と量の把握や、それが利用者のニーズや特性 に合っているかを相互に確認しながら工賃向上計画の達成に取り組む。
5	工賃向上計画における目標や取組方策を事業所全体で確認し、計画を実現するための意 識共有、振り返り、見直しを行うPDCAサイクルを確立する。
6	作業を通じた利用者の成長と工賃向上が分断されたものにならないよう、支援に関わる 職員の動機づけや研修等によるスキルアップに努める。

2 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要です。

その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討することとし、検討にあたっては、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や共同受注窓口、経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大、農業分野やIT分野等の新たな生産活動分野の開拓など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくことが重要となります。

3 利用者の意識向上

管理者等が、事業所の利用者に対して、どうすればその人の工賃が増加するのかについて、具体的な取組のプロセスを記載した工程表や個別支援計画を通して明確に伝えるなど、利用者のモチベーションを高める取組が必要です。

例えば、休まず出勤することに対する評価加算や個別支援計画を達成することによる評価加算などを設定するといった「利用者の頑張りを評価する仕組み」が必要です。

また、労働の付加価値に対する対価として、時間当たりの作業量の向上に対する評価加算や、 難易度の高い作業能力や技能の向上に対する評価加算などを設定するといった「利用者の能力を 評価する仕組み」も必要です。

特に、一般就労を目指している利用者には、労働の付加価値が高い賃金に繋がることを十分理解してもらうことも必要となります。

4 利用者への支援

利用者が安心して働くことができるよう、障害特性を踏まえた職場環境の整備や就労訓練等の支援が必要です。

- (1) 高齢化等により生産性が低下した利用者への支援
- (2) 障害の種別や特性に応じた利用者に対する支援
- (3) 利用日数の少ない利用者への相談支援専門員と連携した生活支援

5 品質・商品力の向上

製品の購入促進のために、製品の品質の向上や、魅力ある製品を開発し、製品の良さをPRする必要があります。

- (1) 広島県産品や地元食材の活用
- (2) 多様なメディアを利用した製品のPR
- (3) 安全・安心な製品づくりのPR
- (4) 手づくり、ハンドメイドの良さのPR
- (5) 農林水産業における6次産業化による付加価値の高い製品の製造
- (6) 工賃単価の低い作業から高い作業へのシフト

6 販売力の向上

新たな販売方法の導入や企業、量販店等への販路拡大等による販売力の向上が必要です。

- (1) インターネット販売等、多様な販売網の構築
- (2) 積極的な企業、量販店等への販路拡大
- (3) 地元のスーパー、店舗等での売り場確保
- (4) 地域イベントへの積極的な出展

7 受注体制の充実

企業からの多様な製品、役務、労務等の発注に対応できるよう、受注体制を充実することが重要です。

- (1) 受注能力の精査及び作業工程の見直しによる受注体制の拡大
- (2) 共同受注窓口との連携による大量受注への対応
- (3) 施設外就労や在宅就労の活用

8 優良事例等の活用

工賃実績の高い事業所や工賃実績が伸びている事業所の事例を情報収集し、活用することが重要です。

広島県では、事例についてHP等に掲載するとともに、専門家による研修・派遣事業において報告会を開催する等、工賃向上に向けた課題解決のための事例共有を実施します。

<課題解決に向けたアドバイス例(令和5年度事業参考)>

- 職員間の共通認識のためのターゲットの絞り込み
- 新規企画商品のパッケージデザイン、ロゴデザインの作成
- 出勤率を上げるための情報分析と戦略検討
- 作業効率向上のためのアセスメント表の作成
- 売れる商品の絞り込み
- 販路拡大のための営業先検討

報酬体系と工賃向上計画(国指針)の整理 第9

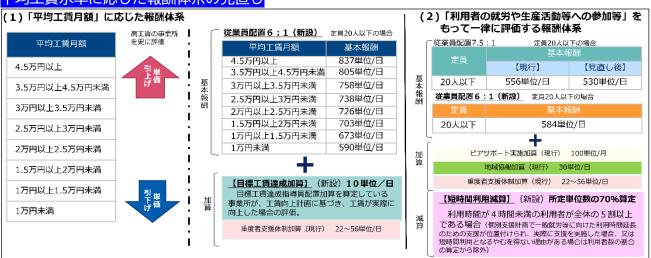
1 報酬体系

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、工賃の更なる向上のため、平均工賃月額 に応じた報酬改定について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分 の基本報酬の単価を引き下げる等の報酬体系の見直しや、多様な利用者への対応を行う事業所 について、更なる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6:1」の報酬体系の新設、 目標工賃を達成した場合の評価(目標工賃達成加算)の新設がされました。

また、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合、平均工賃月額が低く なることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式により平均工賃月額を算定する見直し が行われました。

令和6年度の就労継続支援B型サービス費の体制届の状況では、平均工賃月額に応じた報酬 体系(Ⅰ~Ⅲ)を選択する事業所が387事業所、利用者の就労や生産活動への参加等を一律に 評価する報酬体系(IV~VI)を選択した事業所は4事業所と、工賃水準の向上を目指している 事業所が大多数を占めています。

平均工賃水準に応じた報酬体系の見直し



平均工賃月額の算定方法の見直し

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃終額(イ) ÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出 ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額 に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする

【見直し後】 【新算定式】 年間工賃支払総額 ÷(年間延べ利用者数÷年間開所日数)÷ 12 月 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

(令和6年度「就労継続支援B型サービス費」の体制届の届出状況)

	区 分	I	П	Ш	IV	V	VI
平	4.5 万円以上	21	1	0			
均工賃月額に応じ	3.5 万円以上 4.5 万円未満	35	4	0			
月 額	3万円以上3.5万円未満	27	5	0			
に応じ	2.5 万円以上 3 万円未満	41	6	0			
た	2万円以上2.5万円未満	54	2	0			

幸民	1.5万円以上2万円未満	73	14	0			
報酬体系	1万円以上1.5万円未満	46	5	0			
	1万円未満(経過措置対象含む)	35	14	4			
	子の就労や生産活動への参加 一律に評価する報酬体系				4	0	0
	計	332	51	4	4	0	0

2 工賃向上計画(基本的な指針(抜粋))

「工賃向上計画」による取組の必要性について、次のように示されています。

「取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率 先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセ スを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進める とともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。」 また、各事業所における取組について、次のように示されています。

「これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。」

3 整理

令和6年度の報酬改定では、工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬が設定されるとともに、手厚い人員配置に対する報酬体系の創設や、目標工賃を達成した場合の評価の新設など、工賃向上への取組に対して、より高い報酬が得られるよう見直しが行われており、また、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる事業所の実態を踏まえ、平均工賃月額の算定式が見直され、こうした見直しについては、基本的な指針にも反映されています。

引き続き、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を実現するため、各事業所においては、令和6年度の報酬改定及び基本的な指針を踏まえ、「事業所工賃向上計画」を作成し、計画的に取組を進めるとともに、県、市町、企業等は、こうした事業所の取組を積極的に支援し、県内の工賃水準の更なる向上に着実に取り組んでいくこととします。

第10 関係資料

1 市町の取組内容

第4期取組の期間中、市町においては、実績欄の「●」の項目について実施したと報告がありました。

各市町においては、第4期取組の課題を踏まえ、「第5期取組」欄に記載の取組を実施すること としています。

【広島市】

項目	内容	実績
	障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や製品の販路開拓、新商品の開発等を諮るための事業を委託により実施する。また、就労継続支援事業所から「業務の受注・斡旋」の支援強化を求める声が多く寄せられたことから、令和4年度より企業等とのマッチングや受注単価の調整など、専門性の高い営業業務を遂行できる常勤の専任職員を2名配置することで、障害者の工賃向上や就労機会の拡大を図っている。	•
	「障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度」により、障害者就労支援施設に積極的に業務発注を行う民間企業の認定等を行い、認定事業所の取組を市HPで紹介することにより、広く周知する。	•
	障害者の法定雇用率を満たす必要のある市内企業約1,000社に対し、本市の障害者 就労支援施策の案内を送付する際に、事業所等への業務の発注の拡大や製品の販路 開拓の斡旋を呼びかけるチラシを同封し、企業・団体に対する働きかけを行う。	•
第4期 取組	前年度の調達実績に基づき、本年度の到達目標を設定し、庁内連絡会議等において、調達推進を呼びかける。<平成25年度に策定した「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、全庁あげて障害者就労施設等からの優先調達の実施(調達事例としては、主に事業所が製作した事務用品の購入や、印刷・製本の発注、公園・道路等の清掃・除草の委託業務などがあり、就労支援センターを通じた行政側の発注ニーズとのマッチングなどの取組)>	•
	市役所本庁舎等における自主製品の販売の場の提供 ・販路拡大に係る取組の一環として、令和2年7月から市役所1階での販売会の実 施(各区役所・水道局でも定期的に実施)	•
	民間企業との包括連携協定に基づく取組 ・障害者福祉事業所自主製品の販売の場の提供	•
	広島県等と連携したキャンペーンの開催 ・「@っとひろしま!つながるキャンペーン」(広報誌『市民と市政』にて広報) ・「セルプフェア」(毎年12月の障害者週間に開催) ・おひさまマルシェ(広島三越にて春・冬、年2回) ・G7広島サミット応援フェア	•
	本市職員を対象としたふれ愛プラザの「おやつBOX」購入とりまとめ ・令和5年度の実績:売上金額1,634,500円、販売個数:1,407個	•
課題	なし	
第5期 取組	令和3~令和5年度までに実施した取組を引き続き実施する。	

【呉市】

項目	内容	実績
	呉市内で障害者による生産活動等を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、そこで製造する商品の開発、改善を促進するため、専門家による助言等の支援を行うほか、販売網を持つ事業者との提携やインターネットでの共同販売システムの構築など販路の拡大を図るための事業を委託により実施する。	•
	障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載し、広報に 取り組む。	•
	民間企業の経営者団体の定例会議に参加し、連携体制を構築する。	•
	市内の事業所が受注可能な商品や役務の情報について、庁内での周知を図る。	•
第4期	単独の受注が難しい業務について、複数の事業所が協力して受注できるよう、共同 受注の体制の強化を図る。	•
取組	事業所への発注について、目標金額を設定する。	•
	生産活動を担う障害福祉サービス事業所を対象に、工賃向上につながる研修とアド バイザー派遣事業を実施する。	•
	民間企業の経営者団体の定例会に参加し、障害者雇用及び障害福祉サービス事業所への業務委託、発注につながる研修を実施し、さらなる連携体制の強化を図る。	•
	障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載する。	•
	障害福祉サービス事業所の商品を共同販売する場合に、民間企業のスペース提供を 継続実施したことで、販路拡大と一般消費者への理解促進につなげる。	
	民間事業所の販売スペースを活用した障害福祉サービス事業所の製品販売実施。	•
	障害者に対する理解不足からか、民間企業側に、障害者支援施設に発注や業務委託す について、現実よりも高いハードルであると感じているように思われる。	ること
課題	職員の、優先調達推進法に対する認識不足。	
	障害福祉サービス事業所の職員不足により、工賃向上に取り組むことが困難であるこ	と。
	生産活動を担う障害福祉サービス事業所を対象に、工賃向上につながる研修とアドバ派遣事業を実施する。	イザー
	民間企業の経営者団体の定例会に参加し、障害者雇用及び障害福祉サービス事業所へ 委託、発注につながる研修を実施し、さらなる連携体制の強化を図る。	の業務
	障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載する。	
	事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	
第5期 取組	契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。	
	事業所への発注について、目標金額を設定する。	
	民間事業所の販売スペースを活用した障害福祉サービス事業所の製品販売実施。	
	地域活性化包括連携協定を結んでいる企業での就労体験及び物品販売の実施。	
	自立支援協議会において、工賃向上のための情報交換や研修を行う。	
	障害福祉サービス事業所の製品を共同販売する場合に、公共施設のスペースを提供す	る。

【竹原市】

項目	内容	実績
第4期	広報紙やSNSなどの媒体を活用して事業所の取組を紹介し、発注の促進を図る。	•
	事業所が取り扱う物品及び役務の一覧を作成し、庁内ネットワークへ掲示して周知 を図る。	•
取組	優先調達に係る庁内の提案をとりまとめ、障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループ (就労支援事業所で構成) に情報提供し、新たな発注の促進を図る。	•
	障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループで定期的に会議を開催し、販 路拡大、商品開発、イベント参加等の充実を図る。	•
	民間企業から相談を受けることがないため、福祉事業所が新しい業務の委託を受けた 把握することが難しい。	た実績を
課題	特定の就労支援施設が提供する印刷及び屋外清掃(除草作業等)が実績の9割を占めり、物品やその他の役務を取り扱う施設からの調達は少ない。	かてお
	毎年、県内の販売イベントに参加したり、市内のイベントで出店をおこなった。	
	市町の広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	
第5期 取組	事業所が取り扱う物品及び役務の一覧を作成し、庁内ネットワークへ掲示して周知で	を図る。
	優先調達に係る庁内の提案をとりまとめ、障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンループ (就労支援事業所で構成) に情報提供し、新たな発注の促進を図る。	ノググ
	障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループで定期的に会議を開催し、販路商品開発、イベント参加等の充実を図る。	各拡大、

【三原市】

項目	内容	実績
	コーディネート委託事業による、企業での除草業務や軽作業の受託	•
	コーディネート委託事業による、商品開発にかかる技術的な指導・支援	•
	広報冊子等の作成・配布	•
	共同受注窓口の設置検討	
	コーディネート委託事業による、企業等のマッチング	•
	庁内会議を開催し、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定め、官公需の促 進を図る。	•
第4期	広報冊子等の作成・配布	•
取組	市と事業所等のマッチング	•
,	庁内販売の拡充	•
	自立支援協議会(就労支援専門部会)において、中小企業同友会との連携についての協議や、他市町の取組等を参考にするため、事業所等関係者を招いて意見交換の場を設ける。	•
	市の主催するイベントでの販売	•
	官公庁所有建物での販売ブース設置	•
	市の関連施設、イベント等において商品の企画開発	•
	コーディネート委託事業の活用	•

【三原市(続き)】

課題	利用者の高齢化等により、受託できる業務に制限がある。
	利用者によって作業効率に差があり、一定以上の品質確保と品質向上が難しい。
	市の予算削減により、官公需の促進が難しい。
	新型コロナウイルスの影響により市のイベントが中止、縮小になり、発注できない業務あった。
	新型コロナウイルス感染拡大防止により、イベント等が中止、縮小となり販売する場が減っている。
	障害者就労推進事業による、企業での除草業務や軽作業の受託
	障害者就労推進事業事業による、商品開発にかかる技術的な指導・支援
	広報冊子等の作成・配布
	共同受注窓口の設置検討
	障害者就労推進事業による、事業者と企業等のマッチング
	庁内会議を開催し、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定め、官公需の促進を図る。
	広報冊子等の作成・配布
第5期	市と事業所等のマッチング
取組	庁内販売の拡充
	障害者就労推進事業による、商品開発にかかる指導・支援
	自立支援協議会(就労支援専門部会)において、中小企業家同友会との連携についての協議 や、他市町の取組等を参考にするため、事業所等関係者を招いて意見交換の場を設ける。
	市の主催するイベントでの販売
	官公庁所有建物での販売ブース設置
	市の関連施設、イベント等において商品の企画開発
	障害者就労推進事業の活用

【尾道市】

項目	内容	実績
	市内事業所からの調達可能な物品、役務の一覧を作成し、市HPにおいてPRを行う。	現在、作成中
第4期 取組	庁内掲示板において、優先調達に関する周知を行い調達の促進を促す。	•
40.00	財務課用度担当に優先調達事業所を紹介し可能な限りの物品調達を依頼している。	•
	庁舎内ロビーにおいて、昼休憩時間帯を食品(弁当、パン、クッキー、野菜等)、物品(廃油石鹸、アクセサリ)の販売スペースとして提供している。	•
課題	 調達可能な物品の種類が少ないので、調整が難しい。 	
	市内事業所からの調達可能な物品、役務の一覧を作成し、市HPにおいてPRを行う。	
第5期 取組	庁内掲示板において、優先調達に関する周知を行い調達の促進を促す。	
	財務課用度担当に優先調達事業所を紹介し可能な限りの物品調達を依頼する。	
	 庁舎内ロビーにおいて、昼休憩時間帯を食品(弁当、パン等)の販売スペースとして提	供する。

【福山市】

項目	内容	実績
	民間企業等からの問い合わせに対し、共同受注窓口の活用により受注機会の拡大 が図られている事等の情報提供を積極的に行っている。	•
	広報紙やHPなどの媒体を活用して事業所の取組を紹介し、発注の促進を図る。	•
	障がい者就労施設等が提供できる物品及び役務の情報を提供し、発注の促進を 図っている。	•
第4期 取組	関係課において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る協議を行い、取組の周知を図っている。	•
	各種計画に、障がい者就労施設等からの物品等の調達について定めている。	•
	庁舎等を活用した事業所製品販売スペースの提供。	•
	「@っとひろしま!つながるキャンペーン」等広島県主催のイベントに参加。	•
⇒田 目古	周知方法が限られている。	
課題	発注量に限りがあるため、競争が発生しないよう、工夫が必要。	
	民間企業等からの問い合わせに対し、共同受注窓口の活用により受注機会の拡大がいる事等の情報提供を積極的に行う。	図られて
	広報紙やHPなどの媒体を活用して事業所の取組を紹介し、発注の促進を図る。	
第5期 取組	各課に障がい者就労施設等が提供できる物品及び役務の情報を提供し、発注の促進	を図る。
	関係課において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る協議を行い 周知を図る。	、取組の
	「福山市障がい者プラン」に、障がい者就労施設等からの物品等の調達について定	める。
	庁舎等を活用した事業所製品販売スペースの提供	

【府中市】

項目	内容	実績
	市HPに市内の障害者就労支援事業者の販売製品、受注業務を掲載する。	•
	障害者就労支援事業者等の代表者で構成された自立支援協議会就労支援部会で、一般 企業から求められる障害者就労についての協議、研修を行う。	•
第4期 取組	障害者就労支援事業者への業務発注について、年度当初及び次年度予算作成時に市内 部へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	•
	自立支援協議会就労支援部会で、それぞれの障害者就労支援事業所者間が協力した製 品づくり検討する。	
	市庁舎内に、定期的に障害者就労支援施設製品(パン)の販売スペースを提供する。	•

【府中市 (続き)】

課題	民間企業等からの発注実績の把握ができていない。
	福祉関係の部署では徐々に浸透しているが、その他の部署ではまだ活用できていない。
	市HPに市内の障害者就労支援事業者の販売製品、受注業務を掲載する。
	障害者就労支援事業者等の代表者で構成された自立支援協議会就労支援部会で、一般企業から 求められる障害者就労についての協議、研修を行う。
第5期	障害者就労支援事業者への業務発注について、年度当初及び次年度予算作成時に市内部へ周知 文書を発出し、官公需の促進を図る。
取組 	作成した就労系事業所ガイドを活用し、市内部へ事業所の取組に関する周知を行い、官公需の 促進を図る。
	市庁舎内に、定期的に障害者就労支援施設製品の販売スペースを提供する。
	市主催イベント等の製品販売の機会を事業所に周知する。

【三次市】

項目	内容	実績
	障害者支援協議会ネットワーク連絡会議就労支援部会を定期的に開催し、共同受 注窓口の設置等を協議するとともに、事業所間の情報交換を行っている。	•
第4期	市役所各部署からの調達予定を調査し、三次市障害者優先調達方針策定会議において、調達目標を設定する。	•
取組	庁舎の新築を機に、スペースを活用し毎週水曜日に障害者就労支援事業所による、パン、弁当、スイーツの販売を実施。(実施主体:障害者支援協議会ネットワーク連絡会議就労支援部会)	•
	市役所内の売店で、障害者就労支援事業所製品の販売(クッキー、野草茶)	•
	事業者努力によるものか、市町の促進によるものか、フィードバックの評価が難し	い。
課題	期待する業務量に達しない、選択できる業務内容及び担当部署が限定的である、と 題がある。	いった課
第5期 取組	障害者支援ネットワーク連絡会議就労支援部会を定期的に開催し、各事業所間の情図るとともに、就労支援部会として市内商工団体のイベントへ参加し、市民や商工へ各事業所の周知を図っていく。	
	市役所各部署からの調達予定を調査し、三次市障害者優先調達方針策定会議におい 目標を設定する。	て、調達
	市役所庁舎のスペースを活用し、毎週水曜日に障害者就労支援事業所によるパン、 イーツなどの販売を引き続き行う。(実施主体:障害者支援ネットワーク連絡会議 部会)	

【庄原市】

項目	内容	実績
	事業所への発注について、庁内への周知文書を発出し、発注促進を促す。	•
第4期	庁舎等を活用した事業所製品の販売スペースの提供	
取組	庁舎ホールでのパン、菓子、惣菜等の定期販売を認めている。	•
	市のイベントでの販売依頼	
課題	「庄原市における障害者就労施設等からの納品等の調達方針」の運用において、毎 様の物品購入や業務委託が多いため、新たな購入、委託について検討する必要があ	
第5期 取組	「庄原市における障害者就労施設等からの納品等の調達方針」を定め、障害者就労 供給する物品や役務に対する需要の増加を図る。	施設等が

【大竹市】

項目	内容	実績
第4期 取組	民間企業等からの発注促進のため、市内及び近隣市町の事業所等と商工会議所が 情報交換できる仕組みづくりの支援をする。	
	市内や近隣市町の事業所等に関して、発注可能な物品、役務の情報を収集し、庁 内で周知し、発注促進を図る。また、特定随意契約制度の活用に努める。	
	庁舎内で昼休憩時にパン、クッキー、ジャム等の食品及び雑貨類の販売を許可している。	•
	どのような形でどのような場を設けることにより取組を実施していくかということ るに至らなかったこと。	を検討す
課題	発注可能な物品に係る情報収集を行うに至らなかったこと。	
	庁舎内の販売について、許可をすることはいつでもできるが、それを希望する事業 なかったこと。	所が現れ
第5期 取組	民間企業等からの発注促進のため、市内及び近隣市町の事業所等と商工会議所が情 きる仕組みづくりの支援をする。	報交換で
	市内や近隣市町の事業所等に関して、発注可能な物品、役務の情報を収集し、庁内し、発注促進を図る。また、特定随意契約制度の活用に努める。	で周知
	庁舎内で昼休憩時にパン、クッキー、ジャム等の食品及び雑貨類の販売を許可して	いる。

【東広島市】

項目	内容	実績
	子育て・障害総合支援センター(はあとふる)に配属されている就労支援コーディ ネーターが企業訪問を行う時に、障害者優先調達推進法に関して情報提供を行った。	•
	東広島市自立支援協議会収入アップネットワークにおいて、市内事業所で受注可能な 作業等を紹介したリーフレットを作成し、市商工会議所などの関係団体に配布した。 また、リーフレットのデータをホームページで公開した。	•
	平成25年度から障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度定め、契約事務説明会で障害者就労施設等からの物品等を調達するように周知しており、今後も継続して取り組む。	•
第4期 取組	東広島市自立支援協議会収入アップネットワークにおいて、障害者就労施設等に対して、市の物品調達方針について周知し、就労施設等が受注可能な物品役務を市に登録する等、受注機会を適切に確保できるよう取り組んでおり今後も継続して取り組む。	•
	平成25年1月から市役所1階に専用店舗(あおぞらカフェ)を設置し、4法人が共同 で運営している。	•
	令和4年度から市役所・市内大規模小売店を会場に、月に1回の頻度でノウフクマル シェと題した野菜等の販売会を行っている。	•
	農福連携推進員を配置し、農業者が就労支援継続事業者と農業に関する労務の提供契 約を行った場合に支払った経費に対して助成し、農福連携の推進を図った。	•
	「東広島市農福連携支援制度(農業生産施設の附帯施設の整備)」を活用し、障がい のある方でも就農が可能になるようなハード面の整備に関する助成を行った。	•
	 コロナ禍で、企業への訪問機会が減少していたため、十分に周知機会を確保できなか~ 	った。
	事業所が扱うことができる物品・役務の紹介パンフレットの周知を行ってきたが、そこ業所への発注につながる働きかけをどのように行っていくのか。	こから事
課題	行政だけでなく事業所に対しても、優先調達制度の周知を行い、幅広い事業者が参加で 境を整えていく必要がある。	できる環
	農福連携については、農福連携に係ることが可能な障害福祉人材に限りがある。	
	農福連携という言葉が認知度が低い。(東広島市の場合、「農福連携」を内容まで知る人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満)出典:令和4年実施「市福祉に関する市民アンケート調査」	
	市内事業所で受注可能な作業等を紹介したデータについて、情報更新を行い、ホームで公開していく。	ページ上
第5期 取組	平成25年度から障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度定め、契約事務 障害者就労施設等からの物品を調達するよう周知しており、今後も継続して取り組む。	
	東広島市自立支援協議会収入アップネットワークにおいて、障害者就労施設等に対して 物品調達方針について周知し、就労施設等が受注可能な物品役務を市に登録する等、 を適切に確保できるよう取り組んでおり今後も継続して取り組む。	
	平成25年1月から市役所1階に専用店舗(あおぞらカフェ)を設置し、4法人が共同で ていく。	 運営し
	引き続き、農業者と就労支援継続事業者とのマッチングを行うとともに、農業者が就 続事業者と農業に関する労務の提供契約を行った場合に支払った経費に対して助成し、 携の推進を図る。	

【廿日市市】

項目	内容	実績
	商工会議所を通じたチラシの封入作業等を、「はつかいち福祉ねっと」の福祉就労ワーキングで受注できるよう働きかける。	•
	各課に市内障害者福祉事業所の商品紹介を行い、物品購入や役務の委託について依頼する。	•
第4期 取組	「はつかいち福祉ねっと」のホームページに取扱品の掲載を実施。	•
	市役所ロビーでの販売(パン)。	•
	市役所内のロビーでの事業所の紹介と商品の展示等を実施。	•
課題	場所の確保が困難であり、障害者週間での販売会を行う場合に販路拡大が困難。 また、庁舎前のスペースで販売会を行おうとしても、屋根がないため天気に左右されてしまっ	ō.
	商工会議所、商工会へカタログを持参し、情報共有、理解促進を図る。	
	事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	
	庁内販売の継続	
第5期	はつかいち福祉ねっと福祉就労事業連絡会で情報共有、受注調整、販路拡大へ取り組む	
取組	「はつかいち福祉ねっと」のホームページに取扱品の掲載を実施	
	庁舎ロビーでの販売	
	庁舎ロビーでの事業所の紹介と商品の展示等を実施	
	宮島口ターミナルにおいて、市内障がい者福祉事業所の商品を販売	

【安芸高田市】

項目	内容	実績
	管内事業所と、取扱製品、サービスのリストを作成し、企業等に配布し受注につ なげる等販路拡大への支援の方法を検討する。	
	 幹部会議等へ官公需への取り組みの周知徹底について提案する。 	
第4期	庁内に周知文書を発出し、事業所への発注促進を図る。	•
取組 	自立支援協議会等での工賃向上の具体的な方策の検討	
	庁舎内販売に向けた取り組み	•
	市主催のイベント等への積極的な参加の呼び掛け	•
課題	庁舎内販売における集客	

【安芸高田市 (続き)】

	事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
	調達方針の策定
	商品をふるさと納税の返礼品に指定
第5期 取組	市町主催イベントでの販売
	定期的な庁内販売
	農福連携の取組
	庁舎内販売を道の駅で開催する。

【江田島市】

項目	内容	実績
第4期	幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。	•
取組	庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。	•
課題	事業所の製品に行政が日常的に使用するものがあまりなく、発注が伸びない。	
	関係部署に優先調達の趣旨を伝える。また、行政から発注できそうなものがあれば に紹介する。	、関係者
第5期	広報活動の支援	
取組	職員へ個人利用できるものがあれば、職員用掲示板等を利用して広報する。	
	市町庁舎等販売キャンペーンの実施	

【府中町】

項目	内容	実績
	広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	
	予算編成方針の留意事項として全庁に示し、予算編成方針説明会で周知を図る。	•
第4期	各課に周知文書を発出し、障害者就労施設等への物品及び役務の発注促進を図る。	•
取組	各事業所と協議し、工賃向上の具体的な方策を検討する。	•
	経営力等の強化を図るため、町職員を法人に派遣(出向)する。	•
	庁舎内に障害者施設製品紹介スペースを設けることを検討する。	•

【府中町 (続き)】

課題	周知方法および発注量確保の施策について
	職員への周知徹底および発注量確保の施策について
	広報誌等を用いて事業所紹介記事を掲載し、発注の促進を図る。
第5期	予算編成方針の留意事項として全庁に示し、予算編成方針説明会で周知を図る。
取組	各事業所と協議し、工賃向上の具体的な方策を検討する。
	庁舎内に事業所製品の販売スペースを設けることを検討する。

【海田町】

項目	内容	実績
	障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の活用について、庁内へ周知文書を発出し 契約の促進を図った。	•
	福祉事業所での活動や製品を紹介した記事を広報誌へ掲載し、町民への啓発を図った。	•
第4期 取組	 庁舎を活用した販売会を実施し、福祉事業所製品の周知と購入促進を図った。 	•
	庁舎販売会の様子をHP上で紹介し、広報に活用した。	•
	町内でのイベントへの出店を依頼した。	•
課題	庁舎販売会について、町民へ広く周知し、販売の促進を図る必要がある。	
	庁舎等を活用した定期的な販売会を開催を実施。開催予定を広報やHPに掲載し、周知に努	ろめる。
第5期 取組	町主催イベント等の製品販売の機会を事業所に周知する。	
	優先的調達制度の活用を推進する。	
	職員に対し、庁内掲示板等で福祉事業所製品の製品案内や注文受付を実施し、利用促進を図	図る。

【熊野町】

項目	内容	実績
	町内等関係事業所からの発注を促進するよう支援する。	•
第4期	障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の活用について、庁内へ周知文書 を発出し官公需の促進を図る。	•
取組	庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。	•
	町主催のイベント等への積極的な参加呼びかけをする。	•

【熊野町 (続き)】

課題	町内外問わず民間企業からの問い合わせがなく、制度が浸透していないように感じる。
	町内外問わず事業所毎にどのような物品の発注を可能としているのかを把握できていない ため、発注の可否が分からない。
	事業所に人的余力がなく、参加に積極的でない。
	庁舎内スペースを活用した事業所の活動について、事業所からも意見があったため拡大を 検討しているが、法的根拠が不明瞭であるなど、ノウハウが不足している。
	町内等関係事業所からの発注を促進するよう支援する。
第5期	障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の活用について、町内へ周知文書を発出し 官公需の促進を図る。
取組	庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。
	町主催のイベント等への積極的な参加呼びかけをする。

【<u>坂町】</u>

項目	内容	実績
	町広報誌、ホームページへ事業所への発注を促進する記事を掲載する。	•
第4期 取組	庁内メールや文書により、調達方針に基づく発注、契約の促進を図る。	•
	職員に対してのケーキ等授産製品の注文依頼	•
課題	なし	
	町広報誌、ホームページへ事業所への発注を促進する記事を掲載する。	
第5期 取組	庁内メールや文書により、調達方針に基づく発注、契約の促進を図る。	
	職員に対してのケーキ等授産製品の注文依頼。	

【安芸太田町】

項目	内容	実績
	地域自立支援協議会にて協議を行い、商工会を通して事業所への発注促進を行っ た。	•
第4期 取組	障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定を行うとともに、庁内関係課と連携 し関係事業所への発注促進を行った。	•
	人権フェスタなどの町内行事における出店の参加調整等。	•
	定期的な周知が行えていない。	
課題	庁舎内において周知が徹底していない。また、課ごとにそれぞれで事業所へ発注をかるので、詳細がつかめていないなど。	けてい
第5期 取組	町の広報誌に事業所への発注を促進する記事の掲載を行うなど。	
	町内行事における出店の調整等行う。	

【北広島町】

項目	内容	実績
	地域自立支援協議会等を活用した企業等への発注促進に関する協力依頼	
第4期 取組	管理職等の会議において、庁内へ周知等実施する。	•
	町内事業所の受注可能な業務が少ないため、製品開発等についての強化が必要	
課題	個別の事業所と取り組み等について協議する機会を持てなかったので、商工会等へ けが必要	の働きか
H/K/CZ	各事業所への大量の発注にはつながっていない。	
第5期 取組	事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	
	庁舎等を活用した事業所製品販売スペースの提供。	

【大崎上島町】

項目	内容	実績
第4期 取組	町広報等での事業紹介、町主催イベントへの参加促進	•
	優先調達方針に基づき各部署に取り組みを求める。	•
	庁舎内での定期販売スペース提供	•
課題	民間企業に限りがあり、受け入れ可能な企業には、アプローチ済み。	
第5期 取組	市町の事業所への発注について、物品調達方針により、目標を定める。	

【世羅町】

項目	内容	実績
第4期 取組	◆自立支援協議会において優先調達について説明。	•
	◆商工会に事業所を紹介し、管内の商店等に事業所製造品の納品、販売依頼。	•
	◆広報の封入れ作業等の受注。	•
	◆町管理の庁舎、公園、施設等の清掃業務の発注。	•
	◆庁舎内でのパンの販売、公立保育所からのパンの発注。	•
	◆課長会議において優先調達推進について説明し、事業所への発注促進を図る。	•
	◆町主催のイベント等への積極的参加の呼び掛け。	•
	ふるさと納税への記念品の出品依頼	•
課題	自立支援協議会において、優先調達等について周知を行ってはいるが、新たな発達 繋がっていない。	主促進には
	商工会等を通じて、町内の企業や事業所情報提供を行うが、新たな発注促進には素ない。	繋がってい
	広報等の封入作業等については、きちんと作業していただき課題は特にない。	
	庁舎、公園、施設等の清掃業務も丁寧な作業で特に課題はない。	
	月1回程度の販売ではあるが、とても評判がよく売り上げもよい。	
	ふるさと納税への返礼品も継続予定。	
第5期 取組	世羅町広報や公式LINE等を活用して、事業所情報記事を掲載する。	
	地域の企業や商工会等へ事業所情報を提供する。	
	事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	
	現在発注している事業については継続し、前年度を上回る発注を目標とする。	

【神石高原町】

項目	内容	実績				
	町広報に事業所の販売製品の紹介と発注を促進する記事を掲載する。					
	庁舎内での販売の促進	•				
第4期 取組	工賃向上につながるための、使用機器購入への一部助成					
	保育所や学童保育でのおやつとしての物品の購入	•				
	物品販売できるイベント等の事業所への紹介	•				
⇒田目古	事業所の製品に行政が日常的に使用するものが少なく、発注が伸びない。					
課題	事業所に人的余力がなく、今以上の取り組みが困難である。					
	町広報に事業所への発注を促進する記事を掲載する。					
	庁舎内での販売の促進					
第5期 取組	保育所等でのおやつ等としての物品購入					
	役場内において官公需への取り組みの周知徹底を行う。					
物品販売できるイベント等の事業所への紹介						

2 令和5年度平均工賃の状況

令和5年度平均工賃の状況

~「事業所工賃向上計画 令和5年度実績報告」より(回答数389事業所/対象数394事業所)~

【事業所工賃向上計画の提出】

広島県工賃向上に向けた取組(第4期)(令和3年8月策定)に基づき、就労継続支援B型事業所は、令和3年度から令和5年度までの3年間の事業所工賃向上計画を作成し県に提出している。

なお、令和6年3月に国の基本的な指針が改正され、令和5年度の平均工賃月額の算出方法が変更となった ため、これまでの平均工賃月額よりも大幅に増加している。

【工賃実績の公表】

- 名事業所の工賃実績は、厚生労働省が全国の実績を掲載後、県のホームページで掲載する。 なお、令和5年度の全国平均は、国が調査中のため空欄としている。

1 平均工賃(月額)の推移 [平成23年度~令和5年度]

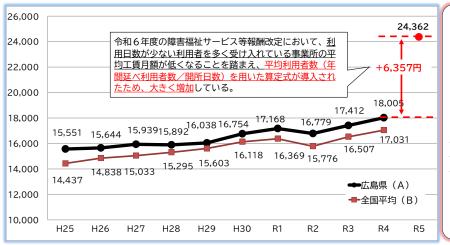
- 全国平均との比較
 - ・ 平成18年度以降、広島県の平均工賃(月額)は、常に全国平均を上回っている。

(単位:円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
広島県(A)	15, 551	15, 644	15, 939	15,892	16,038	16, 754	17, 168	16, 779	17, 412	18,005	24, 362
全国平均(B)	14, 437	14, 838	15, 033	15, 295	15,603	16, 118	16, 369	15, 776	16,507	17, 031	
A – B	1, 114	806	906	597	435	636	799	1,003	905	974	_

広島県工賃向上に 向けた取組 (H24~26年度) 広島県工賃向上に向けた取組 (第2期) (H27~29年度) 広島県工賃向上に向けた取組 (第3期) (H30~R2年度)

広島県工賃向上に向けた取組 (第4期) (R3~R5年度)



《全国順位 令和4年度》 (全国平均 17,031円) 1位 徳島県 22,361円 2位 福井県 22,211円 3位 高知県 20,969円 20位 広島県 18,005円 45位 兵庫県 14,914円 46位 山形県 14,037円 47位 大阪府 13,681円

○ 県目標工賃との比較

区	分	R3	R4	R5
	目標工賃(A)	17,100円	17,600円	18,100円
月額	実績(B)	17,412円	18,005円	24,362円
	B-A	312円	405円	6,262円
	目標工賃(C)	260円	270円	280円
時間額	実績(D)	253円	271円	286円
	D-C	▲ 7円	1円	6円

| | ※令和5年度は算定式が変更されているため、大きく増加

- 《県目標工賃の算出方法》
- ○平均工賃(月額)の設定

平成24年度から令和元年度(新型コロナの影響を受ける前年)では、年平均1.4%の伸び率であることから、令和3年度以降の目標工賃は、引き続き年1.4%以上の増加を目指し、各事業所が提出した平均目標工賃等を踏まえて設定。

○平均工賃(時間額)の設定

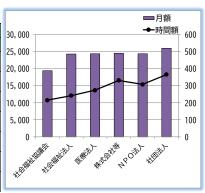
平成24年度から令和元年度では、年平均3.9%の伸び率であることから、月額の目標工賃設定と同様、令和3年度以降の目標工賃は、引き続き年3.9%以上の増加を目指して設定。

2 法人別平均工賃

- 社会福祉法人が148事業所、株式会社等が133事業所となっている。
- 月額は、社団法人が最も高く25,920円、次いで株式会社等が24,516円となっている。
- 〇 時間額も、社団法人が最も高く365円、次いで株式会社等が330円となっている。

(単位:事業所、円)

						(+ \(\pi \cdot \)	 	
法人種別		R5		R	4	増減		
本人性 別	事業所数	月額	時間額	月額	時間額	月額	時間額	
社会福祉協議会	4	19, 386	215	13, 381	179	6,005	35	
社会福祉法人	148	24, 208	241	18, 712	241	5,496	1	
医療法人	11	24, 341	273	11,876	258	12, 465	15	
株式会社等	133	24, 516	330	18, 319	323	6, 197	8	
NPO法人	69	24, 341	307	17, 316	282	7,025	25	
社団法人	24	25, 920	365	18,718	378	7, 202	▲ 14	
計	389	24, 362	286	16,779	244	7,583	41	



※令和5年度の月額は算定式が変更されているため、大きく増加

※時間額は、延労働時間の回答事業所のみ個別集計

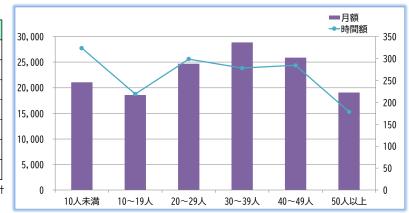
3 利用定員別平均工賃

- 20~29人が259事業所で最も多く、次いで10~19人が70事業所となっている。
- 月額は、30~39人規模の事業所が最も高<28,832円、次いで40~49人規模の事業所が25,857円となっている。

(単位:事業所、円)

利用定員	事業所数	月額	時間額					
10人未満	2	21, 041	324					
10~19人	70	18, 577	219					
20~29人	259	24, 666	298					
30~39人	29	28, 832	278					
40~49人	23	25, 857	284					
50人以上	6	19,049	178					
計	389	24, 362	286					
\v.n±88\$51+	ンは即焼け、77分割は即か同炊事状式の7.7円別作制							

※時間額は、延労働時間の回答事業所のみ個別集計



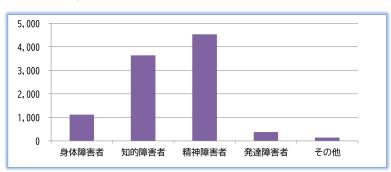
4 利用者の状況

(障害区分)

○ 精神障害者が4,535人と最も多く、次いで知的障害者が3,645人となっている。

(単位:人)

		(十四・八)
区分	利用者数	割合
身体障害者	1, 117	11.4%
知的障害者	3, 645	37.1%
精神障害者	4, 535	46. 2%
発達障害者	381	3.9%
その他	146	1.5%
計	9,824	100.0%

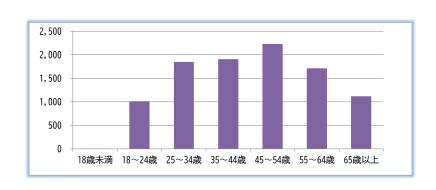


(年齢構成)

- 45~54歳が2,230人と最も多く、次いで35~44歳が1,905人となっている。
- また、65歳以上の利用者も1,114人と約1割となっている。

(単位:人)

(単位・人)					
区分	利用者数	割合			
18歳未満	6	0.1%			
18~24歳	1,009	10.3%			
25~34歳	1,848	18.8%			
35~44歳	1,905	19.4%			
45~54歳	2, 230	22. 7%			
55~64歳	1,712	17.4%			
65歳以上	1, 114	11.3%			
計	9, 824	100.0%			

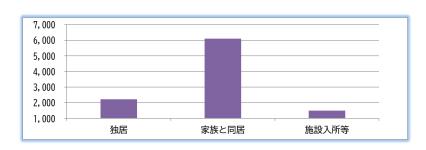


(生活状況)

○ 家族と同居が最も多く、6,100人と全体の約6割となっており、次いで独居が2,229人と全体の約2割となっている。

(単位:人)

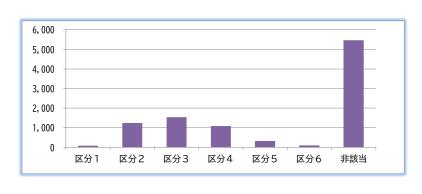
区分	利用者数	割合
独居	2, 229	22.7%
家族と同居	6, 100	62.1%
施設入所等	1, 495	15.2%
計	9,824	100.0%



(支援区分)

○ 非該当が5,470人と最も多く、次いで区分3が1,541人、区分2が1,233人となっている。

区分	利用者数	割合
区分1	85	0.9%
区分2	1, 233	12.6%
区分3	1,541	15.7%
区分4	1,078	11.0%
区分5	323	3.3%
区分6	94	1.0%
非該当	5, 470	55. 7%
計	9, 824	100.0%



(利用者の満足度)

- 事業所での就労(生産)活動での満足度について利用者にアンケートを実施した結果、表の6項目で「はい」と答えた利用者の 割合は73%となっている。
- 〇 そのうち、「工賃を貰えることでやりがいを感じている」が78.5%で最も高く、次いで「安心して就労(生産)活動ができている」が76.9%となっている。 (単位:人)

	はい ①	いいえ ②	どちらとも いえない③	合計 ④	満足度 ①/④
就労(生産)活動を続けることで出来ることが増えた	5,744	660	1, 726	8,130	70.7%
利用者同士の交流など、仲間との関わりが楽しい	5,442	753	1, 935	8,130	66.9%
困ったときに支援を受けることができ、安心して就労(生産)活動ができている	6, 251	376	1,504	8, 131	76.9%
希望に合わせた就労(生産)活動ができるように対応してもらえる	6,048	448	1, 634	8, 130	74.4%
就労(生産)活動での個別支援計画の目標達成に向けて取り組むことができている	5, 734	515	1,880	8, 129	70.5%
就労(生産)活動を通じて工賃を貰えることで、やりがいを感じている	6,384	346	1, 400	8, 130	78.5%
合 計	35,603	3,098	10,079	48,780	73.0%

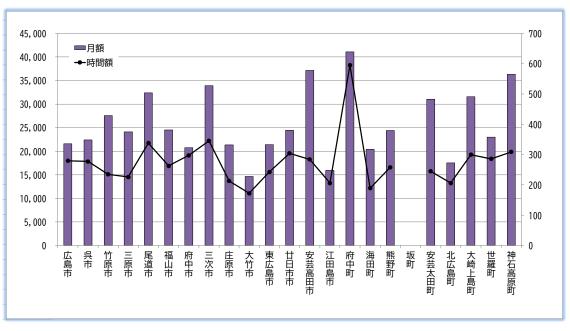
5 所在市町別平均工賃

- 月額は、府中町が最も高く41,071円、次いで安芸高田市が37,137円となっている。
- 時間額は、府中町が595円で最も高く、次いで三次市が345円となっている。

(単位:事業所、円)

									P -X- //// 13/
所在市町	事業所数						平均工賃	平均工賃	
13[[五][]		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等	(月額)	(時間額)
広島市	147		28	3	75	28	13	21,564	280
呉市	30		11	1	9	7	2	22, 397	277
竹原市	5		3	1		1		27, 565	235
三原市	15		10	2	3			24, 098	226
尾道市	26		13	1	5	4	3	32, 409	338
福山市	62		26	1	16	18	1	24, 518	263
府中市	11		7		2	2		20, 752	297
三次市	8		6	1	1			33, 939	345
庄原市	7		7					21, 322	213
大竹市	2	1	1					14,634	172
東広島市	22	1	8		10	3		21, 406	243
廿日市市	19		7		7	4	1	24, 437	304
安芸高田市	10		9		1			37, 137	284
江田島市	4	1	2		1			15, 938	206
府中町	5		1		2	1	1	41,071	595
海田町	4		2		1	1		20, 431	189
熊野町	3			1			2	24, 398	258
坂町	-	_	-	_	-	-	-	_	_
安芸太田町	2	1					1	31,011	245
北広島町	3		3					17, 531	206
大崎上島町	2		2					31,570	300
世羅町	1		1					22, 965	286
神石高原町	1		1					36, 305	309
計	389	4	148	11	133	69	24	24, 362	286

※時間額は、延労働時間の回答事業所のみ個別集計

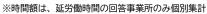


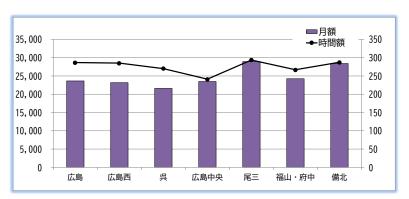
6 障害保健福祉圏域別平均工賃

○ 月額は尾三圏域が最も高く、月額28,915円で、時間額も尾三圏域が294円で最も高くなっている。

(単位:事業所、円)

事業所数	月額	時間額
174	23,657	286
21	23, 155	285
34	21,622	270
29	23, 489	241
42	28, 915	294
74	24, 269	267
15	28, 421	287
389	24, 362	286
	174 21 34 29 42 74 15	174 23, 657 21 23, 155 34 21, 622 29 23, 489 42 28, 915 74 24, 269 15 28, 421





《参考》

圏域	市町名			
広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町			
広島西	大竹市、廿日市市			
呉	呉市、江田島市			
広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町			
尾三	三原市、尾道市、世羅町			
福山・府中	福山市、府中市、神石高原町			
備北	三次市、庄原市			

7 平均工賃(月額)の分布

- 平均工賃(月額)の分布は、15,000円~19,999円の事業所が最も多く、85事業所となっている。
- 平均工賃(月額)以上の事業所は、149事業所で全体の38.3%となっている。

(単位:事業所)

事業所数							
工賃分布		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等
~4,999円	6		2		2	1	1
~9,999円	35		13		17	3	2
~14,999円	60		22		20	13	5
~19,999円	85	1	34	5	27	16	2
~24,999円	58	2	21		25	5	5
~29,999円	51	1	16	4	19	11	
~34,999円	31		10	1	6	8	6
~39,999円	25		14	1	4	4	2
~44,999円	14		6		3	4	1
~49,999円	12		3		7	2	
50,000円~	12		7		3	2	
計	389	4	148	11	133	69	24

【平均工賃24,362円以上の割合】

法人区分	平均以上の 報告事業所数	割合
社会福祉協議会	1	25.0%
社会福祉法人	57	38.5%
医療法人	6	54.5%
株式会社等	43	32.3%
NPO法人	31	44.9%
社団法人等	11	45.8%
合計	149	38.3%

100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0 ~4,999円 ~9,999円 ~14,999円 ~19,999円 ~24,999円 ~29,999円 ~34,999円 ~39,999円 ~44,999円 ~49,999円 50,000円~

8 就労(生産)活動の状況

(活動の内容)

- 事業所の活動内容で最も多いのは「軽作業」で、次いで「清掃・洗浄・洗車」、「雑貨製造・販売」となっている。
- 各事業所の売上上位3位を集計した結果、「クリーニング」、「軽作業」、「その他」の割合が高かった。

(単位:事業所、千円)

(+6.4				1 = 3.214	/// 113/	
就労(生産)活動分野	事業所数	1位	2位	3位	計	割合
菓子製造・販売	73	164, 334	43,552	3, 954	211,840	6.9%
パンの製造・販売	39	258, 374	6,767	23, 970	289,112	9.4%
弁当・惣菜の製造・販売	34	139, 239	50,751	667	190,656	6.2%
その他の食品の製造・販売	57	154, 699	29, 167	12,976	196,841	6.4%
農産物の製造・販売	91	94, 368	34, 399	28, 440	157,207	5.1%
雑貨製造・販売	126	70, 789	27, 394	11, 332	109,515	3.6%
レストラン・飲食店	37	102, 330	15, 154	9, 340	126,824	4.1%
印刷	24	53, 394	4,310	2, 330	60,034	2.0%
清掃・洗浄・洗車	169	171, 874	71,582	20, 434	263,889	8.6%
クリーニング	27	377, 339	9,354	5,830	392,522	12.8%
リサイクル事業(空き缶・ペットボトル・プラ等)	88	23, 071	14, 452	4, 256	41,779	1.4%
郵便物等の発送(封入・仕分け・発送)	44	4, 227	478	661	5,367	0.2%
軽作業(部品組立・検品・袋詰・シール貼り等)	294	213, 578	102, 172	68, 565	384,315	12.5%
農作業請負(農作業施設外就労)	38	17, 452	5,200	5,059	27,711	0.9%
その他施設外就労	102	84, 375	41,278	19, 698	145,351	4.7%
PC関係 (データ入力・WEB・デザイン等)	61	46, 490	25,450	3, 673	75,613	2.5%
その他	133	273, 562	82, 582	39, 731	395,876	12.9%
		2, 249, 494	564, 043	260, 915	3, 074, 452	100.0%

(その他の活動の主なもの)

福祉用具の消毒作業、自動車整備(車検、整備修理、オイル交換、タイヤ交換など)、屋内用障害スポーツのモルック製作請負、洗剤の製造・除菌水の製造、ウエスの製造販売、青果物の袋詰め作業、ゴミ収集業務、水槽管理・熱帯魚販売、自動販売機管理、アドブルーの製造、イラスト、アバター用キャラクターデザイン、盆灯籠づくり、牡蛎殻通し など

(施設外就労の実施状況)

○ 未実施が53%と実施より僅かに高い。

	実施	未実施
施設外就労	182	206
割合	46.9%	53.1%

(在宅就労の実施状況)

○ 未実施が87%と在宅就労に取り組む 事業所は少ない。

	実施	未実施
在宅就労	50	338
割合	12.9%	87.1%

(農福連携の実施状況)

○ 未実施が85%と農福連携に取組む

事業所は少ない

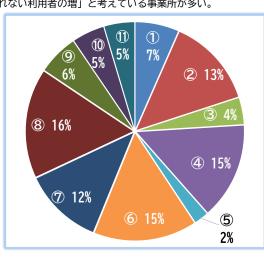
	実施	未実施	
農福連携	60	328	
割合	15.5%	84.5%	

※R5から新規実施した事業所は13事業所

9 就労(生産)活動における課題

○ 工賃向上のために解決する課題として、「職員の作業負担増」、「生産性が低下した利用者の増」、「販売(受注)単価が低い」、「販売(受注)先が限定(新規開拓ができていない)」、「作業に入れない利用者の増」と考えている事業所が多い。

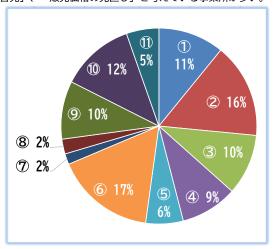
項目	事業所数
① 魅力的な商品の開発ができない	86
② 販売(受注)先が限定されている(新規開拓ができない)	175
③ 商品を作っても売れない	53
④ 販売(受注)単価が低い	189
⑤ 単独受注が難しい(他事業所との繋がりがない)	29
⑥ 生産性が低下した利用者が増えている	202
⑦ 作業に入れない利用者が増えている	155
⑧ 職員の作業負担が増えている	214
⑨ 職員のスキルが十分ではない	80
⑩ 企業との連携ができていない	64
① その他	60



10 工賃向上のために計画している改善策

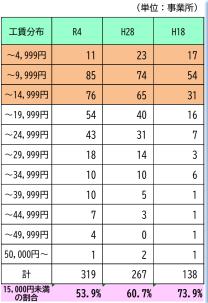
○ 工賃向上のために計画している改善策として、「作業工程の見直し」、「販路開拓」、「市町・企業、他事業所との連携」、 「商品企画力の向上」、「販売力の向上」、「管理者・職員への意識啓発」、「販売価格の見直し」を考えている事業所が多い。

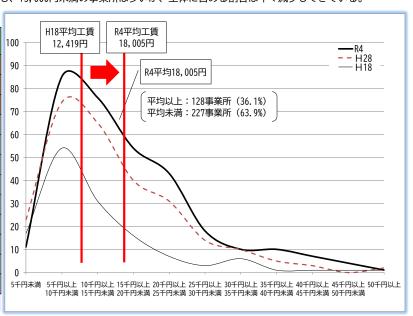
項目	事業所数
① 商品企画力の向上	160
② 販路開拓	230
③ 販売力の向上	148
④ 販売価格の見直し	138
⑤ 他事業所とのネットワークの構築	91
⑥ 作業工程の見直し	242
⑦ 利用者のためのICT機器の導入	26
⑧ 職員の負担軽減ためのICT機器等の導入	36
⑨ 管理者・職員への意識啓発	141
⑩ 市町・企業、他事業所との連携	179
① その他	79



(参考) 過去の平均工賃の推移

- 平均工賃(月額)の推移
 - ・ 過去(平成28年度、18年度)においても、15,000円未満の事業所は多いが、全体に占める割合は年々減少してきている。



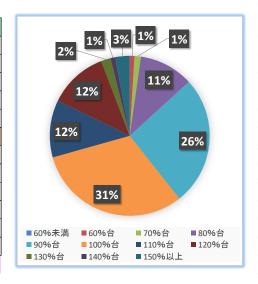


○ 平均工賃(月額)の伸び率 [令和3度→令和4年度]

・ 100%以上110%未満の事業所の割合が最も高く、伸び率が100%以上の事業所の割合は年々増加してきている。

(単位・車業所)

					(単1	以:事業所)
伸び率	R3-R4	割合	R2-R3	割合	R1-R2	割合
60%未満		0.0%		0.0%	1	0.4%
60%台	3	1.0%	2	0. 7%	6	2.4%
70%台	4	1.3%	9	3. 1%	16	6.5%
80%台	34	11.0%	30	10.3%	36	14. 7%
90%台	81	26.1%	80	27.4%	65	26.5%
100%台	97	31.3%	91	31.2%	72	29.4%
110%台	36	11.6%	43	14. 7%	22	9.0%
120%台	37	11.9%	15	5. 1%	13	5.3%
130%台	6	1.9%	13	4. 5%	6	2. 4%
140%台	3	1.0%	5	1. 7%	2	0.8%
150%以上	9	2.9%	4	1.4%	6	2. 4%
計	310	100.0%	292	100.0%	245	100.0%
100%以上	188	60.6%	171	58.6%	121	49.4%



3 就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組に関する調査結果

第1 調査概要

(1) 調査期間

令和5年11月29日~令和5年12月20日

(2) 調査対象

令和5年4月1日時点で,就労継続支援B型の指定を受けている事業所

(3) 調査回答率

対象事業所数	提出事業所数	回収率
381 事業所	306 事業所	80.3%

第2 工賃(月額)

(1) 平均工賃月額

令和3年度実績	令和4年度実績	増減額	伸び率
平均工賃月額(A)	平均工賃月額(B)	(B-A)	(B/A)
17,412円	18,005円	593 円	

[※]基本的な指針に基づき国に報告した工賃実績

(2) 平均工賃月額分布

	令和2年度		令和3年度		令和4年度					
平均工賃月額報酬体系	事業所	割合	事業所	割合	事業所	割合	増 減			
			争未別				対	R2 比較	対 R3 比較	
10 千円未満	100	32.5%	96	30.1%	96	27.0%	\downarrow	△5.4%	\downarrow	△3.1%
10 千円以上 15 千円未満	75	24.4%	76	23.8%	89	25.1%	1	0.7%	\uparrow	1.2%
15 千円以上 20 千円未満	47	15.3%	54	16.9%	59	16.6%	1	1.4%	\downarrow	△0.3%
20 千円以上 25 千円未満	41	13.3%	43	13.5%	45	12.7%	\downarrow	△0.6%	\downarrow	△0.8%
25 千円以上 30 千円未満	12	3.9%	18	5.6%	20	5.6%	1	1.7%	\rightarrow	0.0%
30 千円以上 35 千円未満	11	3.6%	10	3.1%	20	5.6%	↑	2.1%	↑	2.5%
35 千円以上 45 千円未満	17	5.5%	17	5.3%	20	5.6%	↑	0.1%	↑	0.3%
45 千円以上	5	1.6%	5	1.6%	6	1.7%	1	0.1%	↑	0.1%
合 計	308	100.0%	319	100.0%	355	100.0%				

[※]基本的な指針に基づき国に報告した工賃実績

第3 平均工賃(月額)実績 [令和3年度→令和4年度] が、増減した理由

平均工賃增加理由

- ◆自主製品の売上増、販路拡大
- ◆企業からの受注、業務委託・請負数増
- ◆施設外就労の勤務日数の増加
- ◆清掃場所の新規開拓
- 作業効率向上
- ◆単価の高い作業依頼数増
- ◆一人当たりの出勤日数と就労時間数が増え た。 た。

- ◆原価管理の徹底
- ◆原材料の高騰により、商品を値上げした。
- ◆請負作業を、広島県の最低賃金額で請け負 うことができた。
- ◆利用者増や、利用者のスキルアップによる ◆作業工程の見直しと一部機械化した事で生 産性が向上
- ◆新型コロナウイルス感染症により、受注・来 ◆行政等への働きかけによる官公需の作業獲 客数が激減したが、第 5 類へ以降後はいずれ もコロナ前水準或いはそれ以上に戻ってき

平均工賃減少理由

- ◆物価高騰
- ◆コロナ禍での販売先の減少、来店者の減少、 バザー等のイベントの中止
- ◆コロナ禍による請負作業の減少、元請企業 の倒産
- ◆利用者高齢化等で実施数が減少、作業効率 低下
- ◆延べ人数は増加傾向だが、短時間で参加す る利用者が増えているため
- ◆生産性の高い利用者が、就職やA型事業所、 他B型事業所へ移行したため。
- ◆農業製品の不作により収益減

第4 事業所の利用者への支援上の課題 ※複数回答あり

種類	事業所数	割合
職員が生産活動に従事したり、検品する割合が増え負担が重く なっている。	187	61%
一部の利用者に難しい仕事が集中する。	175	57%
以前より生産性が落ちた利用者が増えている。	127	42%
個別支援の対応が必要な利用者が増えている。	123	40%
長期欠席の利用者が増えている。	110	36%
施設外での作業や屋外の作業に参加できる利用者が減ってい る。	93	30%
立ち仕事が難しい利用者が増えている。	82	27%
面談や通院動向などの作業場面以外の支援が増えている。	79	26%
作業に入れない利用者が増えている	64	21%
作業品質が落ちている。	52	17%
その他	29	9%

第5 事業所が利用者への支援で力を入れている支援 ※複数回答あり

種類	事業所数	割合
利用者の適正にあった生産活動の選択	239	78%
利用者の安定通所のための支援	212	69%
利用者の適正にあった作業振分けるための工程分解	207	68%
利用者の生活リズム、健康管理	173	57%
利用者の就労に関する移行・ニーズの把握	145	47%
利用者の作業アセスメント	123	40%
利用者の作業以外のアセスメント	94	31%
作業空間、時間等の構造化を取り入れた支援	88	29%
班構成などの職場の人的環境の調整	85	28%
職業準備性を高めるための支援	46	15%
作業療法士、臨床心理士、看護師などの専門職による作業支援	18	6%
その他	6	2%

第6 利用者の重度化・高齢化に対応した支援面の工夫で取り組んでいること

種類	事業所数	割合
工程を細かく分け、利用者の適正に合わせた作業を提供	249	81%
利用者の変化に応じて、関係機関と連携し、働き続けられるよ う支援	182	59%
治具をつくる、環境を調整するなど、利用者の能力を維持する 努力	168	55%
目標や仕事の予定などをわかりやすく掲示	143	47%
動線や物の配置を工夫し、無駄な動きのない環境づくり	133	43%
定期的な作業アセスメントによって、個々の利用者の就労の目 標を見直しながら支援	103	34%
マニュアル、手順などを個別に作成	68	22%
生産活動の設備投資	30	10%
ICT 機器を導入し、利用者がそれを活用することで携われる活動の拡大	10	3%
その他	6	2%

第7 新たな「広島県工賃向上に向けた取組」で「県に期待する支援策」について (※第4期取組の具体的方策をベースに調査)

(1) 販路拡大

種類	事業所数
共同受注窓口と連携した受注拡大	158 (51.6%)
障害者優先調達推進法に基づく優先的発注の推進	118 (38.6%)
包括連携協定締結企業等との連携強化	117 (38.2%)
県・関係団体等が主催するイベントの出展	90 (29.4%)
県庁舎・市町等公共施設等での出張販売	82 (26.8%)

(2) 体制整備(期待する支援策)

種類	事業所数
共同受注窓口の運営と機能強化	126 (41.2%)
ブランディング事業	100 (32.7%)
ふれ愛プラザの運営強化	74 (24.2%)
ICT 機器導入支援	73 (23.9%)
農福連携	66 (21.6%)
専門家アドバイザー派遣	64 (20.9%)

(3) 普及啓発 (期待する支援策)

種類	事業所数
企業への働き掛け	166 (54.2%)
県民への働き掛け	126 (41.2%)
事業所への働き掛け	112 (36.6%)
あいサポート運動との連携	63 (20.6%)

第8 現在、事業所と市町が連携して取り組んでいる支援策

具体的内容

- ◆障害者優先調達推進法に基づく優先的調達 ◆ノウフクマルシェに出展
- ◆「@っとひろしま!つながるキャンペーン」 ◆公用車の洗車、整備 への協力、出展
- ◆庁舎内での製品販売
- ◆庁舎ロビーでの事業所紹介展示
- ◆市・町実施のイベントへの出展

- ◆市町職員からの弁当や菓子等の注文販売
- ◆封入作業、清掃などの受託
- ◆名刺印刷の受託
- ◆ふるさと納税の返戻品登録

第9 今後、市町に期待する支援策

具体的内容

- ◆障害者優先調達推進法に基づく優先的調達 ◆イベント告知や事業所紹介についての県H 制度の活用促進
- ◆地域住民、企業等への障害者に対する理解◆住民と障害者の交流の場、理解促進のため 促進
- ◆庁内や企業等への発注促進
- ◆物価や光熱水道費高騰への支援
- ◆地元農家等との農福連携促進
- ◆企業への障害者雇用の理解促進、雇用促進 無償又は減額による使用許可
- PやSNSを活用した広報
- の啓発イベントの企画、実施
- ◆販売機会、場所の提供(市町主催のイベン ト、庁舎内販売等)
- ◆市町施設、公民館、図書館等での販売場所の

第10 その他、工賃向上への取組全般についての意見

具体的内容

【全般】

- ◆利用者が高齢化になり、できる作業内容が限られてきている。その分、職員への負担が大 きくなるため、工賃向上を目指すのが難しい状況が続いている。
- ◆安定した運営、工賃支払いができているため現状維持をしたいと思っているので、特に問 題は抱えていない。
- ◆自治体からの発注や委託、障害者理解の浸透に感謝している。

【工賃向上に対すること】

- ◆利用者の工賃向上を目指すことに注力すると、職員の負担が増し、人材確保に苦慮してい る。
- ◆就労系事業所には、利用者を一般企業へ移行させること(一般就労)が求められている一 方で、事業所利用者の工賃向上も求められている。作業能力の高い利用者が退所するとそれ だけ生産力は下がり、平均工賃の向上にはつながらない。目標工賃達成指導員を置いている と、前年度平均を下回る訳にもいかず、そこはジレンマである。
- ◆「工賃が増えないと事業収入が増えない制度」だと、人的先行投資(生産活動収入増の為 の求人など)がしにくいのではないか。
- ◆工賃を上げることは大切だが、工賃向上が重要視されすぎて、稼ぐことが優先され利用者 の支援がおろそかになってはいけないと感じる。
- ◆工賃向上の成果主義ばかりが先行して、障害者の障害程度や生産力も様々なため限界が あるため、単純に売上だけを考えてやってはいけない。
- ◆工賃向上に限界を感じる。年々、加齢による作業能力の低下、身体機能の低下があり生産 性が低下している。「働き続けたい」という思いを持つ利用者の意向も大事にしなければな らないため既存利用者の事業変更は簡単ではなく、定員の関係で新規利用者の受け入れが できない。そういった状況の中、生産性の向上、工賃の向上を進めれば支援者が作業を行う ようになり、その分、本来行うべき支援にも悪影響がでる。いくら仕組みを改善し効率的に 作業を行っても作業の主体である利用者の能力は生産性に関わるため工賃を向上し続ける ことは困難。

- ◆一概に工賃向上と言っても身体・知的・精神や重複障害では出来る作業にも違いがあるため、障害種別や等級により評価されるべきではないかと感じる。
- ◆地域の企業とのつながりを強く持っているため、作業単価がなかなか上がらないのが現状。工賃向上のためには、作業量を増やすしかないが、利用者には作業できる限界がある。 そのため、職員がその分総出で作業をこなして、工賃向上につなげている現状がある。
- ◆工賃向上により、喜ばれる利用者もいるが、忙しくなったことにより失ったものもある。 工賃向上と、生活支援の質の向上の両立を図りたい。
- ◆現行の就労支援事業所が収入を上げ続けることの困難性の把握と、それに代わる代替モデルの提示を期待する。いつまで工賃向上の為の取り組みを行う必要があるのか。ゴールは一般企業のように最低賃金を保証することなのであれば、これについての指針を明示してほしい。
- ◆もっと効率よく利用者の工賃が上げられたのか、どこへ相談したらよいのか分からない。 毎日の現場で、情報の分析をする時間がどこにもない。
- ◆工賃向上も一つの課題ですが、障害者の居場所でもあるので、違った観点からの施策・支援も聞きたい。工賃向上に必死な事業所は、利用者も選んでいる。
- ◆利用者それぞれの工賃を上げたいが、工賃の低い所内作業が好きな人もいる。
- ◆工賃向上のためには、できるだけ安定した人を迎え、作業ができる人を囲ってしまえば作業効率もあがり少なくとも今よりは工賃も向上させられると思う。しかし、実際は不安定な中でも就労を目指す人を多く迎えている。工賃向上を目指したいが、事業所としての取組としては、それだけではないので、このジレンマがつらい。

【県事業に対すること】

- ◆アドバイザー等のお話はありがたいのだが、理解できるのはほんの一部の者だけでなかなか具体的な施策まで進まない。
- ◆障害者が地域で活躍できる、地域のためになる施策を進めてほしい。
- ◆共同受注窓口が、単価の高い作業を斡旋、紹介して工賃向上につなげてもらいたい。販売 先の確保も営業に力を入れているが、共同受注窓口の機能も強化してほしい。
- ◆報告の煩雑さが事務の支障をきたしているのでもう少し簡易的なものにしてほしい。

【農福連携について】

- ◆農作業の紹介があっても、それに対応できる職員がいないため、ほとんどの仕事は内容を見て断ることが多く、特に施設外となると報酬が高い分だけ事業所としてもハードルが上がり、従事できる利用者も限られてくる。そのため、施設外ではない農作業も受けているが、あまりに単価が低く設定されており、数名の職員が作業に入らなければ利用者の工賃に見合った収入にならない。
- ◆農業機械の購入などには、ほとんど利用できる制度が無いため、事業所負担で購入しなければならない。それに対して野菜の価格は低いので農業事業はなかなか赤字を解消できない。福祉施設が取り組む農業事業には、初期投資に係る十分な補助金・助成金の充実を切望する。

【市町、地域、企業との連携について】

- ◆市役所などに出張販売へ行っても、ほとんどの職員の方が来てくださってないと思うので、積極的に協力していただけるとありがたい。
- ◆近隣に企業が少ないため、下請け作業を行う事が困難である。官公庁等と連携し仕事の確保を行いたい。

【その他】

- ◆他の事業所での自主製品の販売での取り組み事例を知りたい。
- ◆職員のモチベーションアップにつながるように、施設や法人全体の収入を向上して欲しい。(国保連収入などの加算、処遇改善の全体的な底上げ)
- ◆受注作業では、単価が安価で工賃に反映が難しい。